

越谷市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例新旧対照表

新	旧
<p>(管理者)</p> <p>第6条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(指定訪問介護の具体的取扱方針)</p> <p>第23条 条文略</p> <p>(1) 条文略</p> <p>(2) 条文略</p> <p>(3) <u>指定訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。</u></p> <p>(4) <u>前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、</u></p>	<p>(管理者)</p> <p>第6条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>(指定訪問介護の具体的取扱方針)</p> <p>第23条 条文略</p> <p>(1) 条文略</p> <p>(2) 条文略</p>

その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5) 条文略

(6) 条文略

(揭示)

第33条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、第29条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を揭示しなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。

3 指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第41条 条文略

2 条文略

(1) 条文略

(3) 条文略

(4) 条文略

(揭示)

第33条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、第29条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(記録の整備)

第41条 条文略

2 条文略

(1) 条文略

(2) 第19条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第23条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第26条の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 第39条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(管理者)

第43条 基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(管理者)

第49条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場

(2) 第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第26条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第39条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(管理者)

第43条 基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(管理者)

第49条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場

合は、当該指定訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定訪問入浴介護の具体的取扱方針)

第53条 条文略

(1) 条文略

(2) 条文略

(3) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5) 条文略

(6) 条文略

(7) 条文略

(記録の整備)

第57条 条文略

2 条文略

(1) 次条において準用する第19条第2項の規定による提供した

合は、当該指定訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定訪問入浴介護の具体的取扱方針)

第53条 条文略

(1) 条文略

(2) 条文略

(3) 条文略

(4) 条文略

(5) 条文略

(記録の整備)

第57条 条文略

2 条文略

(1) 次条において準用する第19条第2項に規定する提供した具

具体的なサービスの内容等の記録

(2) 第53条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(3) 次条において準用する第26条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第39条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(管理者)

第60条 基準該当訪問入浴介護事業者は、基準該当訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(管理者)

第65条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならな

体的なサービスの内容等の記録

(2) 次条において準用する第26条に規定する市町村への通知に係る記録

(3) 次条において準用する第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(4) 次条において準用する第39条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(管理者)

第60条 基準該当訪問入浴介護事業者は、基準該当訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(管理者)

第65条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならな

い。ただし、指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 条文略

3 条文略

(指定訪問看護の具体的取扱方針)

第71条 条文略

(1) 条文略

(2) 条文略

(3) 指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5) 条文略

(6) 条文略

(7) 条文略

(記録の整備)

い。ただし、指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 条文略

3 条文略

(指定訪問看護の具体的取扱方針)

第71条 条文略

(1) 条文略

(2) 条文略

(3) 条文略

(4) 条文略

(5) 条文略

(記録の整備)

第77条 条文略

2 条文略

(1) 条文略

}

(3) 条文略

(4) 次条において準用する第19条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(5) 第71条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(6) 次条において準用する第26条の規定による市町村への通知に係る記録

(7) 次条において準用する第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(8) 次条において準用する第39条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第80条 条文略

2 条文略

3 指定訪問リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護

第77条 条文略

2 条文略

(1) 条文略

}

(3) 条文略

(4) 次条において準用する第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(5) 次条において準用する第26条に規定する市町村への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第39条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第80条 条文略

2 条文略

老人保健施設又は介護医療院である場合については、越谷市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第67号。以下「越谷市介護老人保健施設基準条例」という。)第3条又は越谷市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成30年条例第14号。以下「越谷市介護医療院基準条例」という。)第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

4 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者(越谷市指定介護予防サービス等基準条例第79条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーション(越谷市指定介護予防サービス等基準条例第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、越谷市指定介護予防サービス等基準条例第79条第1項から第3項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

3 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者(越谷市指定介護予防サービス等基準条例第79条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーション(越谷市指定介護予防サービス等基準条例第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、越谷市指定介護予防サービス等基準条例第79条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第1項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第84条 条文略

- (1) 条文略
- (2) 条文略
- (3) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (5) 条文略
- (6) 条文略
- (7) 条文略

(訪問リハビリテーション計画の作成)

第85条 条文略

- 2 条文略
- 3 条文略
- 4 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関

(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第84条 条文略

- (1) 条文略
- (2) 条文略

- (3) 条文略
- (4) 条文略
- (5) 条文略

(訪問リハビリテーション計画の作成)

第85条 条文略

- 2 条文略
- 3 条文略

が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

5 条文略

6 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者(第136条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第140条第1項から第5項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(記録の整備)

第87条 条文略

2 条文略

(1) 条文略

(2) 次条において準用する第19条第2項の規定による提供した

4 条文略

5 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者(第136条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第140条第1項から第4項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(記録の整備)

第87条 条文略

2 条文略

(1) 条文略

(2) 次条において準用する第19条第2項に規定する提供した具

具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第84条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第26条の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第39条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第94条 条文略

(1) 条文略

く

(3) 条文略

(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(5) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を

体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第26条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第39条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第94条 条文略

(1) 条文略

く

(3) 条文略

記録しなければならない。

(6) 条文略

(7) 条文略

(8) 条文略

(9) 条文略

2 条文略

(1) 条文略

(2) 条文略

(3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5) 条文略

(6) 条文略

(7) 条文略

(8) 条文略

(9) 条文略

3 条文略

(4) 条文略

(5) 条文略

(6) 条文略

(7) 条文略

2 条文略

(1) 条文略

(2) 条文略

(3) 条文略

(4) 条文略

(5) 条文略

(6) 条文略

(7) 条文略

3 条文略

(1) 条文略

(2) 条文略

(3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5) 条文略

(6) 条文略

(記録の整備)

第96条 条文略

2 条文略

(1) 次条において準用する第19条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 第94条第1項第5号、第2項第4号及び第3項第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(3) 次条において準用する第26条の規定による市町村への通知に係る記録

(1) 条文略

(2) 条文略

(3) 条文略

(4) 条文略

(記録の整備)

第96条 条文略

2 条文略

(1) 次条において準用する第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 次条において準用する第26条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第39条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(管理者)

第100条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定通所介護の具体的取扱方針)

第104条 条文略

(1) 条文略

(2) 条文略

(3) 指定通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(3) 次条において準用する第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(4) 次条において準用する第39条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(管理者)

第100条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定通所介護の具体的取扱方針)

第104条 条文略

(1) 条文略

(2) 条文略

(5) 条文略

(6) 条文略

(記録の整備)

第111条 条文略

2 条文略

(1) 条文略

(2) 次条において準用する第19条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第104条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第26条の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 前条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第114条 第8条から第17条まで、第19条、第21条、第26条、第27条、第31条の2、第33条から第35条まで、第36条、第37条、第39

(3) 条文略

(4) 条文略

(記録の整備)

第111条 条文略

2 条文略

(1) 条文略

(2) 次条において準用する第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第26条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第114条 第8条から第17条まで、第19条、第21条、第26条、第27条、第31条の2、第33条から第35条まで、第36条、第37条、第39

条の2、第40条、第55条、第98条、第100条及び第101条第4項並びに前節(第112条を除く。)の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第106条に規定する運営規程をいう。第33条第1項において同じ。)」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型通所介護従業者」という。)」と、第27条、第31条の2第2項、第33条第1項並びに第39条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第101条第4項中「前項ただし書の場合(指定通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第104条第2号、第105条第5項、第107条第3項及び第4項並びに第110条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第111条第2項第2号中「次条において準用する第19条第2項」とあるのは「第19条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第26条」とあるのは「第26条」と、同項第5号中「次条において準用する第37条第2項」とあるのは「第37条第2

条の2、第40条、第55条、第98条、第100条及び第101条第4項並びに前節(第112条を除く。)の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第8条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第106条に規定する運営規程をいう。第33条第1項において同じ。)」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型通所介護従業者」という。)」と、第27条、第31条の2第2項、第33条第1項並びに第39条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第101条第4項中「前項ただし書の場合(指定通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第104条第2号、第105条第5項、第107条第3項及び第4項並びに第110条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第111条第2項第2号中「次条において準用する第19条第2項」とあるのは「第19条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第26条」とあるのは「第26条」と、同項第4号中「次条において準用する第37条第2項」とあるのは「第37条第2

項」と読み替えるものとする。

(管理者)

第132条 基準該当通所介護事業所は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第136条 条文略

2 条文略

3 条文略

4 指定通所リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、越谷市介護老人保健施設基準条例第3条又は越谷市介護医療院基準条例第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

5 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場

項」と読み替えるものとする。

(管理者)

第132条 基準該当通所介護事業所は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第136条 条文略

2 条文略

3 条文略

4 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場

合については、越谷市指定介護予防サービス等基準条例第117条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第139条 条文略

(1) 条文略

(2) 条文略

(3) 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(5) 条文略

(6) 条文略

(通所リハビリテーション計画の作成)

第140条 条文略

2 条文略

3 条文略

合については、越谷市指定介護予防サービス等基準条例第117条第1項から第3項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第139条 条文略

(1) 条文略

(2) 条文略

(3) 条文略

(4) 条文略

(通所リハビリテーション計画の作成)

第140条 条文略

2 条文略

3 条文略

4 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

5 条文略

6 条文略

7 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議(医師が参加した場合に限る。)の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第85条第1項から第5項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第1項から第5項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(記録の整備)

第144条 条文略

4 条文略

5 条文略

6 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議(医師が参加した場合に限る。)の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第85条第1項から第4項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第1項から第4項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(記録の整備)

第144条 条文略

2 条文略

- (1) 条文略
- (2) 次条において準用する第19条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第139条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 次条において準用する第26条の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第39条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(管理者)

第148条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 条文略

- (1) 条文略
- (2) 次条において準用する第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 次条において準用する第26条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第39条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(管理者)

第148条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

第154条 条文略

2 条文略

3 条文略

4 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

5 条文略

6 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

7 条文略

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

第154条 条文略

2 条文略

3 条文略

4 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

5 条文略

6 条文略

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第166条の2 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催しなければならない。

(記録の整備)

第167条 条文略

2 条文略

(1) 条文略

(2) 次条において準用する第19条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第154条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第26条の規定による市町村への通知に係る記録

(記録の整備)

第167条 条文略

2 条文略

(1) 条文略

(2) 次条において準用する第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第154条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第26条に規定する市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第39条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

第174条 条文略

2 条文略

}

7 条文略

8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)

を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

9 条文略

(勤務体制の確保等)

(5) 次条において準用する第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第39条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

第174条 条文略

2 条文略

}

7 条文略

8 条文略
(勤務体制の確保等)

第179条 条文略

2 条文略

〈

4 条文略

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

6 条文略

(管理者)

第184条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第190条 条文略

(1) 条文略

(2) 条文略

(3) 診療所(前号に該当するものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護を提

第179条 条文略

2 条文略

〉

4 条文略

5 条文略

(管理者)

第184条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第190条 条文略

(1) 条文略

(2) 条文略

(3) 診療所(前号に該当するものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護を提

供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を1人以上配置していること。

(4) 条文略

2 条文略

第191条 条文略

(1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設(越谷市介護老人保健施設基準条例第42条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。))に関するものを除く。)を有することとする。

(2) 条文略

(3) 条文略

(4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院(越谷市介護医療院基準条例第43条

供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を1人以上配置していること。

(4) 条文略

2 条文略

第191条 条文略

(1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設(越谷市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第67号)第42条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。))に関するものを除く。)を有することとする。

(2) 条文略

(3) 条文略

(4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院(越谷市介護医療院の人員、施設及

に規定するユニット型介護医療院をいう。第207条及び第215条において同じ。)に関するものを除く。)を有することとする。

2 条文略

3 条文略

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

第194条 条文略

2 条文略

}

5 条文略

6 指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図る

ため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テ

レビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)

を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成30年条例第14号)第43条に規定するユニット型介護医療院をいう。第207条及び第215条において同じ。)に関するものを除く。)を有することとする。

2 条文略

3 条文略

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

第194条 条文略

2 条文略

}

5 条文略

7 条文略

(記録の整備)

第203条 条文略

2 条文略

(1) 条文略

(2) 次条において準用する第19条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第194条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第26条の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第39条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第204条 第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第26条、第31条の2、第33条、第34条、第36条から第40条まで(第38条第2項を除く。)、第55条、第107条、第143条、第151

6 条文略

(記録の整備)

第203条 条文略

2 条文略

(1) 条文略

(2) 次条において準用する第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第194条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第26条に規定する市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第39条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第204条 第9条から第13条まで、第15条、第16条、第19条、第21条、第26条、第31条の2、第33条、第34条、第36条から第40条まで(第38条第2項を除く。)、第55条、第107条、第143条、第151

条、第152条第2項、第165条、第166条及び第166条の2の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第31条の2第2項、第33条第1項並びに第39条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第107条第3項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第143条第2項第1号及び第3号中「通所リハビリステーション従業者」とあるのは、「短期入所療養介護従業者」と、第151条第1項中「第163条」とあるのは「第201条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

第207条 介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者(以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。)の設備に関する基準は、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。)を有することとする。

条、第152条第2項、第165条及び第166条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第31条の2第2項、第33条第1項並びに第39条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第107条第3項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第143条第2項第1号及び第3号中「通所リハビリステーション従業者」とあるのは、「短期入所療養介護従業者」と、第151条第1項中「第163条」とあるのは「第201条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

第207条 ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者(以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。)の設備に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設に

関するものに限る。)を有することとする。

(2) 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法(以下「平成18年旧介護保険法」という。)第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設(以下「指定介護療養型医療施設」という。)として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号)第37条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。)(療養病床を有する病院に限る。))に関するものに限る。)を有することとする。

(3) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設(療養病床を有する診療所に限る。))に関するものに限る。)を有することとする。

(4) 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所
にあっては、法に規定する介護医療院として必要とされる
施設及び設備(ユニット型介護医療院に関するものに限る。)
を有することとする。

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

(1) 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

(2) 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

(ア) 病室

a 1の病室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができること。

b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの利用者の定員は、原則とし

ておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする
こと。

c 1の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とする
こと。ただし、aただし書の場合にあっては、21.3平方
メートル以上とすること。

d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(イ) 共同生活室

a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものと
し、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活
を営むための場所としてふさわしい形状を有するこ
と。

b 1の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同
生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た
面積以上を標準とすること。

c 必要な設備及び備品を備えること。

(ウ) 洗面設備

a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数
設けること。

b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとする
こと。

(エ) 便所

a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

イ 廊下幅 1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

ウ 機能訓練室 内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。

エ 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(4) 第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第21条第3号に規定する食堂とみなす。

(5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

(1) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

(2) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

ア ユニット

(ア) 病室

a 1の病室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができること。

b 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、1のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする
こと。

c 1の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とする

こと。ただし、aただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

d ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(イ) 共同生活室

a 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

b 1の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

c 必要な設備及び備品を備えること。

(ウ) 洗面設備

a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b 身体の不自由な者が使用するのに適したものとする
こと。

(エ) 便所

a 病室ごとに設けること、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

b ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

イ 廊下幅 1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

ウ 機能訓練室 機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

エ 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 前号イからエまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

(4) 第2号ア(イ)の共同生活室は、医療法施行規則第21条の4において準用する同令第21条第3号に規定する食堂とみなす。

(5) 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

4 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院に関するものに限

る。)を有することとする。

- 5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者(越谷市指定介護予防サービス等基準条例第192条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業(越谷市指定介護予防サービス等基準条例第190条に規定する指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。)とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、越谷市指定介護予防サービス等基準条例第192条第1項から第4項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

第209条 条文略

2 条文略

}

7 条文略

- 8 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者(越谷市指定介護予防サービス等基準条例第192条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業(越谷市指定介護予防サービス等基準条例第190条に規定する指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。)とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、越谷市指定介護予防サービス等基準条例第192条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

第209条 条文略

2 条文略

}

7 条文略

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)
を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

9 条文略

(勤務体制の確保等)

第214条 条文略

2 条文略

⌋

4 条文略

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

6 条文略

(従業者の員数)

第218条 条文略

2 条文略

8 条文略

(勤務体制の確保等)

第214条 条文略

2 条文略

⌋

4 条文略

5 条文略

(従業者の員数)

第218条 条文略

2 条文略

く

8 条文略

9 次の各号に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号ア及び第2項第2号アの規定の適用については、これらの規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第237条において準用する第166条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

く

8 条文略

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

(管理者)

第219条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(口腔衛生の管理)

第228条の2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(協力医療機関等)

第234条 条文略

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定により協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職

(管理者)

第219条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(協力医療機関等)

第234条 条文略

員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 第1項の規定により定める協力医療機関のうち、1以上は市内の医療機関とするよう努めなければならない。

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定

2 前項の規定により定める協力医療機関のうち、1以上は市内の医療機関とするよう努めなければならない。

医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

7 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

8 条文略

(記録の整備)

第236条 条文略

2 条文略

(1) 条文略

(2) 第224条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第226条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第233条第3項の規定による結果等の記録

(5) 次条において準用する第26条の規定による市町村への通知に係る記録

3 条文略

(記録の整備)

第236条 条文略

2 条文略

(1) 条文略

(2) 第224条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第226条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第233条第3項に規定する結果等の記録

(5) 次条において準用する第26条に規定する市町村への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第39条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第237条 第11条、第12条、第21条、第26条、第31条の2、第33条から第35条まで、第36条、第37条、第39条から第40条まで、第54条、第55条、第110条、第158条、第165条及び第166条の2の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第31条の2第2項、第33条第1項並びに第39条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第54条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と、第110条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(管理者)

第241条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は

(6) 次条において準用する第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第39条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第237条 第11条、第12条、第21条、第26条、第31条の2、第33条から第35条まで、第36条、第37条、第39条から第40条まで、第54条、第55条、第110条、第158条及び第165条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第31条の2第2項、第33条第1項並びに第39条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第54条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と、第110条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(管理者)

第241条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は

他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(記録の整備)

第247条 条文略

2 条文略

- (1) 条文略
- (2) 第244条第2項の規定による受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録
- (3) 前条第8項の規定による結果等の記録
- (4) 次条において準用する第26条の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第39条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) 次条において準用する第224条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (8) 次条において準用する第226条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(記録の整備)

第247条 条文略

2 条文略

- (1) 条文略
- (2) 第244条第2項に規定する受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録
- (3) 前条第8項に規定する結果等の記録
- (4) 次条において準用する第26条に規定する市町村への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第39条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) 次条において準用する第224条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (8) 次条において準用する第226条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(9) 次条において準用する第233条第3項の規定による結果等の記録

(福祉用具専門相談員の員数)

第250条 指定福祉用具貸与の事業を行う者(以下「指定福祉用具貸与事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定福祉用具貸与事業所」という。)ごとに置くべき福祉用具専門相談員(介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第1項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。)の員数は、常勤換算方法で、2以上とする。

2 条文略

(管理者)

第251条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第255条 条文略

(1) 条文略

(9) 次条において準用する第233条第3項に規定する結果等の記録

(福祉用具専門相談員の員数)

第250条 指定福祉用具貸与の事業を行う者(以下「指定福祉用具貸与事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定福祉用具貸与事業所」という。)ごとに置くべき福祉用具専門相談員(介護保険法施行令第4条第1項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。)の員数は、常勤換算方法で、2以上とする。

2 条文略

(管理者)

第251条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第255条 条文略

(1) 条文略

(2) 法第8条第12項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第13項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具(以下「対象福祉用具」という。)に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。)の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体
の状況等を踏まえ、提案を行うものとする。

(3) 条文略

(4) 条文略

(5) 条文略

(6) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(7) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(2) 条文略

(3) 条文略

(4) 条文略

(8) 条文略

(9) 条文略

(福祉用具貸与計画の作成)

第256条 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、福祉用具貸与計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行う時期等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第274条第1項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成されなければならない。

2 条文略

〈

4 条文略

5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記

(5) 条文略

(6) 条文略

(福祉用具貸与計画の作成)

第256条 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第274条第1項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成されなければならない。

2 条文略

〈

4 条文略

録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。

7 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。

8 条文略

(揭示及び目録の備付け)

第261条 指定福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、第257条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を揭示しなければならない。

2 指定福祉用具貸与事業者は、重要事項を記載した書面を当該福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。

3 指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

4 条文略

(記録の整備)

第262条 条文略

5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。

6 条文略

(揭示及び目録の備付け)

第261条 指定福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、第257条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

2 指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

3 条文略

(記録の整備)

第262条 条文略

2 条文略

(1) 条文略

(2) 次条において準用する第19条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第255条第7号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第260条第4項の規定による結果等の記録

(5) 次条において準用する第26条の規定による市町村への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第39条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(管理者)

第268条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することが

2 条文略

(1) 条文略

(2) 次条において準用する第19条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第260条第4項に規定する結果等の記録

(4) 次条において準用する第26条に規定する市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第39条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(管理者)

第268条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務

できるものとする。

(指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針)

第273条 条文略

(1) 条文略

(2) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。)の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行うものとする。

(3) 条文略

(4) 条文略

(5) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとする。

(6) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又

に従事することができるものとする。

(指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針)

第273条 条文略

(1) 条文略

(2) 条文略

(3) 条文略

は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(7) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(8) 条文略

(特定福祉用具販売計画の作成)

第274条 条文略

2 条文略

}

4 条文略

5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、当該特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

(記録の整備)

第275条 条文略

2 条文略

(1) 条文略

(2) 第270条の規定による提供した具体的なサービスの内容等

(4) 条文略

(特定福祉用具販売計画の作成)

第274条 条文略

2 条文略

}

4 条文略

(記録の整備)

第275条 条文略

2 条文略

(1) 条文略

(2) 第270条に規定する提供した具体的なサービスの内容等の

の記録

(3) 第273条第7号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、
その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の
記録

(4) 次条において準用する第26条の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第39条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

記録

(3) 次条において準用する第26条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第39条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

